

## 「第2回策定委員会における意見等に対する回答」

No.	意見等	意見等に対する事務局の回答	該当項等
1	<p>現状として居住誘導区域外の開発の抑制は届出制度としているだけで実施していないのではないかと。そうであれば「居住誘導区域内への開発の誘導」という書きぶりにした方がよい。開発と空家対策は違う話なので混同しないほうがよい。勧告まで実施しているわけでもなく、現状として抑制はしておらず見通しもないと思う。空家等対策特措法(改正)の施行により、市街化調整区域においても、空家等活用促進区域の指定をすれば用途の変更ができるようになるという制度も一応ある。たぶん実施はしないと思うが、今後の検討課題になると思う。</p>	<p>都市計画課と協議した結果、「居住誘導区域への居住の誘導の促進」としました。</p>	<p>資料1 P.28</p>
2	<p>第4章の施策の展開について、新規と継続の2種類しかないが、継続の中に拡充もあるのではないかと。重点施策は継続拡充にすることも想定されると思う。</p>	<p>今回は拡充に該当する事業等がありませんでしたので、新規・継続のみとさせていただきますが、計画策定後の毎年度において各事業の担当部署に進捗状況等を確認しながら拡充されるものを把握し、5年後の計画書中間見直し時に反映させていきたいと考えております。</p>	<p>資料1 P.19 ～ P.29</p>
3	<p>市では都市部にスモールシティ(コンパクトシティ)をつくっていくことを総合計画でも掲げており、住民は自分たちが住んでいる地域が存続するのが心配している。既存の住宅や区域についても制度や施策を活用しながら継続した生活の保証をしていくこと、ただ将来構想としては財政需要も逼迫するためスモールシティ化を目指しながら、社会資源を集約してより住みよいまち、居住のバランスを考えた市全体の区域の計画を行っていくことを既に進めていると思うので、それらを文言として記載することでパブリックコメントでも良い意見が出るのではないかと。</p>	<p>関連計画である立地適正化計画の「まちづくりの方針」において、同様の内容を記載しているため本計画においては記載しないこととしました。</p>	<p>資料1 P.28 ほか</p>

No.	意見等	意見等に対する事務局の回答	該当項等
4	<p>PDCA サイクルについて、PLAN の P の中にプライオリティも含まれている。重点施策というかたちでプライオリティを示しているが、地域の中でもプライオリティに差がある(合併した地域や自然豊かな地域、商業地域など)。パブリックコメントにおいて、どこの地域の人がどのような意見をしているのか、今後、計画を実施するにあたってプライオリティが明確になるような意見収集が望ましいと思う。計画の見直しの際にも参考にすることで具体性の高いものになる。</p>	<p>パブリックコメントにおいては、意見等の提出者が少数であることが多く、ここで地域別のプライオリティについて情報を収集することは難しいと思われるため、まちづくりや都市計画担当部署などと情報収集の方法について検討が必要と考えております。</p>	<p>資料 1 P.37</p>
5	<p>住宅マスタープラン改定の機会に安定的に評価調査が出来ないのであれば、総合計画の調査の中で、住まいそのものへの満足度を追加して継続的に評価する機会があっても良いと思う。豊川市の住みよさと住まいそのものの評価はダイレクトではなく、住みよさには住まいを含んでいるが多岐にわたる。どのような人がどのような住まいの評価をしたのかがある程度分かるので計画を作成する際に参考になると思う。</p>	<p>本市において隔年で実施されている市民意識調査が評価の機会になると思いますが、調査項目の追加については、調査担当部署等との協議・調整が必要となりますので、今後の検討事項とさせていただきます。</p>	<p>参考資料 1 (別冊資料)</p>
6	<p>豊川市の住みやすさと家の住みやすさは違うと思う。家の住みやすさはヒートショックという事故の縮小につながると思う。家が寒い、家に段差があるという故の家庭内事故を防ぐことが出来ると、住みやすい家のための支援がある豊川市は住みやすいということになると思う。</p>	<p>ご意見を参考にさせていただきます。住みやすい家にするための支援については、今後検討する必要があると考えております。</p>	<p>資料 1 P.23,24</p> <p>参考資料 1 (別冊資料) ほか</p>